

令和8年度大和町割増商品券発行事業実施要綱

くろかわ商工会

1. 目 的

本事業は、地域商業活性化の方策として、大和町内に所在する商店等にて使用できる割増商品券を発行し、物価・燃料価格高騰の影響により低迷する個人消費の喚起を促しながら、消費者の生活支援と購買力の町外流出防止、また地元商店街の賑わいと地域経済の活性化、町内経済の発展に寄与するものである。

本年度は昨年度に引き続き、大和町を舞台に大ヒットとなった映画「殿、利息でござる！」をモチーフとし「アサヒナ十三郎商品券」を発行し、映画にて注目された大和町を町内外に発信するとともに、今年度は地元商店で使用可能な「地元専用券」に加え、大型店等でも使用可能な「生活応援券」を加えて発行し、地域経済の活性化と発展に貢献することを目的に実施する。

2. 実施主体

くろかわ商工会 会長 佐々木久夫

事務局：くろかわ商工会大和事務所（大和町吉岡南2丁目4-10 TEL022-345-3106）

3. 商品券の概要

（1）商品券の名称

「アサヒナ十三郎商品券」

（2）発行総額

60,000,000円（割増率2割）

（3）発行数

10,000セット

（4）販売価格

1セット5,000円（額面500円×12枚綴り6,000円分）

【セット内訳】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・地元店のみ利用できる | 「地元専用券」4,000円 |
| ・地元店と大型店等の両方で利用できる | 「生活応援券」2,000円 |

※商品券の購入支払方法は現金のみとする。

（5）使用期間

販売開始日から令和9年1月31日（日）まで

4. 商品券の販売

（1）商品券の販売日・販売場所

①令和8年10月3日（土）午前10時～午後1時

大和町南部コミュニティセンター（黒川郡大和町杜の丘1丁目13）

※予定数量達し次第終了となります。

②令和8年10月5日（月）より

町内指定事業所にて販売（各販売店の開店時間より販売開始）

※完売次第終了となります。

(2) 販売制限 お1人様4セットまで。(各2万円分)

	10月3日(土)	10月5日(月)
販売場所	大和町南部コミュニティセンター	町内指定事業所にて販売

5. 取扱事業所の募集について

- (1) 参加資格 くらかわ商工会の会員で、大和町内に店舗・事業所等を有する事業所宛に取扱店の募集案内を送る。
但し、大和町に所在するフランチャイズ店を含む小規模事業所(1,000㎡未満の小売店)は地元占用券・生活応援券の引受け可能。
大型店・チェーン店・本部直営のコンビニ等は生活応援券のみ引受け可能。
- (2) 参加料 無料
- (3) 募集期間 令和8年8月14日(金)までとするが、商品券発行期間中は随時受け付けるものとする。
- (4) 取扱店の申込 商品券の取り扱いを希望する事業者は、別紙参加申込書に必要事項を署名もしくは記名押印の上、くらかわ商工会大和事務所へFAX(345-0890)又は直接商工会に提出するものとする。
令和7年度にアサヒナ十三郎商品券の取扱店であった事業所は継続して取扱店となります。取扱いを希望しない場合、または口座等変更となる場合は商工会へお申し出下さい。
- (5) 取扱店の周知 店頭に取り扱店ポスターを掲示する。

6. 商品券の取扱について

- (1) 使用期間 **令和8年10月3日(土)～令和9年1月31日(日)**
※期限後は無効
- (2) 使用方法 商品の販売、役務の提供及びサービスの提供を対象に、現金と同様の扱いとして引き受ける。ただしつり銭は支払わない。
- (3) 対象外商品等 以下のものは、商品券の使用対象外とする。
①出資や債務の支払い
②たばこ・商品券・ビール券・酒券・図書券
③切手・官製はがき・印紙
④プリペイドカード
⑤回数券・乗車券・定期券
⑥仕入等の事業資金
⑦遊技場での利用
⑧換金性の高いものや国・公共団体への支払い
⑨町指定のごみ袋購入

7. 商品券使用の厳守事項(商品券への記載事項)

- (1) 本券は、大和町内の参加取扱事業所のみで使用できます。
- (2) 本券は、現金とはお引換えいたしません。
- (3) 本券で他の商品券、公共料金等の支払い及び有価証券・たばこ等の購入は出来ません。
- (4) 本券に発行者印及び番号のないものは無効です。
- (5) 本券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。
- (6) 本券では釣り銭は支払われません。

8. 商品券の換金について

(1) 換金方法

取扱店が毎週金曜日までにくろかわ商工会大和事務所へ使用済み商品券と所定の請求書を添えて請求する。

請求された金額は**指定預金口座**に翌週金曜日に振り込むものとする。

(ㄞ切日が祝祭日の場合は翌営業日とし、振込日も同様とする。)

(2) 換金手数料

換金手数料は徴収しない。

(3) 換金時の振込手数料

換金の際の振込手数料については、本会が負担する。

(4) 換金期間 **令和8年10月9日(金)～令和9年 2月26日(金)**

午前9時～午後4時とする。(但し、土、日、祝祭日は除く。)

(5) 支払日

受付日	支払日
金曜日締 (受付日が祝祭日の場合は翌営業日)	翌週金曜日 (金融機関営業日外の場合はその翌営業日)

9. 周知方法

(1) 住民向け

- ・広報たいわ 令和8年9月号に記事掲載
- ・河北新報朝刊にチラシ折込(9月1日)
(一部地域はポスティングによる折込)
- ・商工会ホームページへの掲載 を予定

10. アサヒナ十三郎商品券発行に係るアンケート調査事業

《調査目的》

割増商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定する為、商品券購入者に対しアンケート調査を実施し、事業の効果測定を実施する。

- (1) 調査方法 商品券購入者を対象に、売出し開始日から2ヶ月後の末日までの間に商品券購入者の使用状況に関するアンケートを実施する。

令和8年10月3日(土)～令和8年11月30日(月)

- (2) 回答用紙の配布 商品券販売時(令和8年10月3日(土)～)に商品券購入者に対しアンケート用紙を配布する。
- (3) 回答用紙の回収 販売時に配布したアンケート用紙にご記入の上、販売店にアンケート回収ボックスを設置し収集する。